

空き家の家財道具等の片付け費用を補助します

～市川町空き家片付け支援事業補助金～



市川町内の空き家を有効に活用し、移住及び定住の促進による地域活性化を図るために、**空き家バンク**に登録した又は登録しようとする物件の家財道具等の処分に要する経費の一部を補助します。

補助金額

空き家の家財道具等に係る経費総額の2分の1（限度額10万円）

補助対象経費

- ①ごみの収集、運搬及び処理に要する経費
- ②家財等の処分に要する経費
- ③空き家又は敷地の清掃に要する経費
- ④敷地内の樹木伐採、草刈等に要する経費

補助対象者

- ①3親等以外の者に売買又は賃貸するため、空き家の家財処分等を行う者
- ②町税等の滞納がない者
- ③過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者
- ④暴力団員等でない者

申請方法・補助金交付までの流れ

1. 事業実施前

- ①【申請者】補助金の交付申請
- ②【町】申請内容を審査。「交付決定通知書」を送付。

※交付決定通知書発行日以前に支出した費用は補助対象となりませんので
ご注意下さい。

↓

事業実施

↓

2. 事業完了後

- ①【申請者】実績報告
- ②【町】報告内容を審査。「補助金確定通知書」を送付。
- ③【申請者】補助金を請求
- ④【町】補助金を交付



お問い合わせ・申請先／市川町役場 住民環境課 生活環境係
TEL 0790-26-1011/FAX 0790-26-1049
〒679-2392 兵庫県神崎郡市川町西川辺165-3